

公益財団法人日本リトルリーグ野球協会

みなし決議に関する評議員会議事録

1. 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

第1号提案 協会定款変更の件

第4章 評議員

(評議員の定数)

現条文 第10条 この法人に評議員3名以上6名以内を置く。

新条文 第10条 この法人に評議員6名以上12名以内を置く。

第6章 役員及び相談役

(役員の設置)

現条文 第23条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事3名以上6名以内

(2) 監事1名以上2名以内

新条文 第23条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事6名以上12名以内

(2) 監事1名以上3名以内

2. 上記事項を提案した者

代表理事 木村 堅二

3. 評議員会の決議があったものとみなされた日

平成26年1月5日

上記のとおり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条の規定により、評議員会の決議があったものとみなされたので、この議事録を作成した。